健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

2 陳情の審査

(1)陳情第48号 令和元年台風19号に対する川崎市独自の災害支援金を 共同住宅の地下発電設備被害への対象拡充を求めるこ とに関する陳情

資料1 川崎市令和元年東日本台風災害支援金の支給について

資料2 令和元年東日本台風(台風第19号)被災者向けの支援策

参考資料1 被災者生活再建支援制度のご案内

参考資料 2 災害に係る住家の被害認定

令和2年6月12日

健康福祉局

川崎市令和元年東日本台風災害支援金の支給について

1 川崎市令和元年東日本台風災害支援金について

(1)目的

令和元年東日本台風(台風第19号)は、被災者生活再建支援法や災害救助法の適用等を受ける大きな被害をもたらし、市内区域での浸水被害の割合が多くありました。

被災者生活再建支援制度では、全壊、大規模半壊等の被害を受けた世帯に対して支援が行われますが、本市の浸水被害の大部分が対象外となることから、被災者の負担軽減を図るため、半壊以下の浸水被害を受けた世帯に対し、本市独自の支援(以下、「本市独自支援制度」といいます。)を行うものです。

(2)支援対象

浸水した住宅又は集合住宅の場合は浸水した住戸に居住する世帯の世帯主で、次の①及び②の 両方の要件を満たす方。

- ① 床下浸水又は床上浸水の被害を受けた住宅・住戸(店舗併用住宅を含む)で、「半壊」「一部損壊(準半壊)」「一部損壊(10%未満)」の状態が罹災証明で確認できること。
- ② 国の被災者生活再建支援制度の対象となっていないこと。
- ③ 支給対象外は次のとおり
- ア 共同住宅で2階以上に居住する場合
- イ 共同住宅で共用部分のみが浸水した場合
- ウ 被災建物に居住していないオーナーや店舗(ただし店舗共用住宅は支援対象となります) ※ 浸水した建物に居住していた世帯であれば、被災した賃借人も対象とします。

(3)支給額

1世帯一律30万円

(4)支給方法

支給対象者の申請に係る負担を軽減するため、原則として、本制度の対象となる方には、制度案内と支給申請書を送付し、返送された申請書を審査のうえ、支援金を支給します。

(5) 支援金の申請期間

被災した日から13か月(令和2年11月11日まで)

2 本市独自支援制度支給実績(令和2年5月末現在)

(1) 申請書発送数 2.105件

(2) 振込件数

1.871件

【参考1】:被災者生活再建支援制度支給実績(令和2年5月末現在)

(1) 申請状況 ①基礎支援金 64件 4,325万円

②加算支援金 45件 4,912.5万円

(2) 支給状況 ①基礎支援金 57件 3,737.5万円

②加算支援金 26件 2.687.5万円

【参考2】: 令和元年東日本台風に伴う物的被害(令和2年3月末現在)

住家被害						
①全壊	②大規模 半壊	③半壊	④一部 破損	⑤床上 浸水	⑥床下 浸水	合計
3 3	4 6	902	2 1 4	1,258	4 1 1	2,864
	小計79		小計:2,785			

資料 1

3 他自治体における独自支援制度について

○被災者生活再建支援制度を補完するため都道府県・政令指定都市で行っている独自支援制度に おいて、浸水被害を対象とし、かつ、一部損壊(床下浸水)まで支援を行っているのは本市のみ となっています。

表 都道府県・政令市における独自支援制度の状況

対象被害	自治体数	自治体名	
半壊・一部損壊 (床上・床下浸水)	1 自治体	川崎市	
半壊・一部損壊・床上浸水	15自治体	福島県、新潟県、秋田県、長野県、岐阜県、 滋賀県、京都府、京都市、兵庫県、鳥取県、 愛媛県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
半壊のみ	7 自治体	千葉市、東京都、北海道、山形県、茨城県、 静岡県、広島県	

- ※ 国調査及び各自治体ホームページに基づく集計
- ※ 半壊、一部損壊を対象とし、半壊の支給金額が10万円以上のものを抽出

4 国への要望活動について

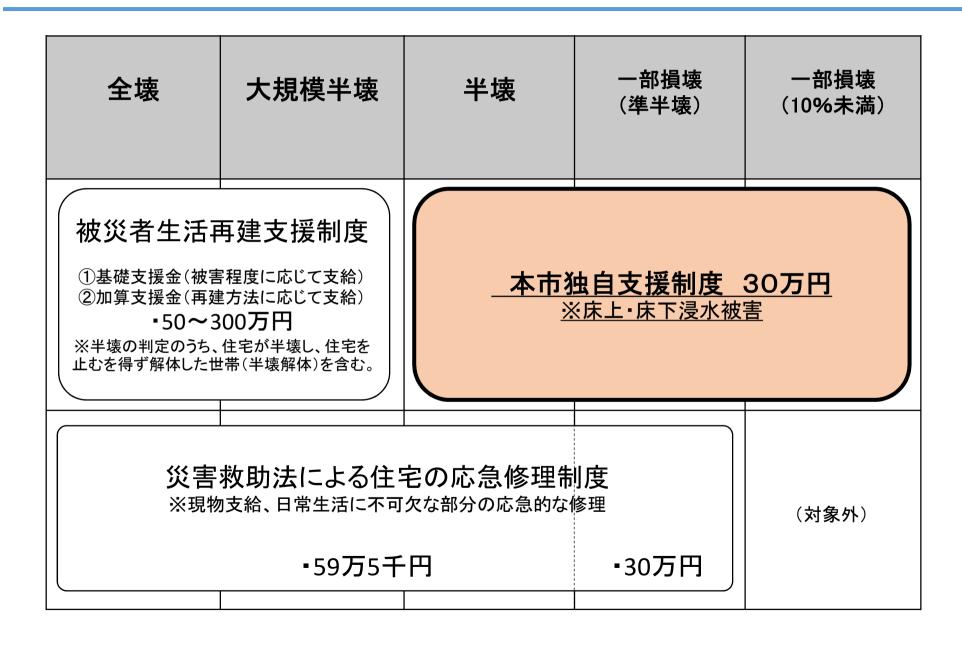
○「令和元年台風第15号及び第19号等による被災地の復旧・復興に向けた指定都市市長会 緊急要請」として、令和元年11月1日、解体を伴わない「半壊」、「一部損壊」まで拡大す ることなど、被災者生活再建支援法の支援対象の拡大等について、国に要望を行いました。

5 陳情に対する本市の考え方

- (1)本市独自支援制度については、令和元年東日本台風が、被災者生活再建支援法や災害救助法等の適用を受ける大きな被害をもたらし、市内区域での浸水被害の割合が多いことから、被災者生活再建支援制度の対象とならない、実際に居住していた住宅、住戸に床上、床下の浸水被害を受けた世帯への支援制度として実施したものです。
- (2) 本市独自支援制度において支援対象とする考え方は次のとおりです。
 - ①対象は、被災者生活再建支援制度と同様、罹災証明書の枠組みを用い、半壊以下の世帯 ②浸水被害により、湿気や悪臭、カビなど住宅、住戸内部の衛生環境・生活環境等への直接的 な影響があり、最低限の居住空間としての環境が喪失していること
- (3) 共用部分に設置された地下発電設備の浸水被害や、当該設備への被害に伴って発生した停電等の被害に関しましては、制度の構築にあたり一定の基準が必要な中、上記(2)の考え方から対象外としております。
- (4)被災者生活再建支援制度を補完するため各自治体で行っている独自支援制度において、浸水被害を対象とし、かつ、一部損壊(床下浸水)まで支援を行っているのは本市のみとなっています。
- (5) 令和元年11月1日に行った「令和元年台風第15号及び第19号等による被災地の復旧・ 復興に向けた指定都市市長会緊急要請」において、被災者生活再建支援法の支援の対象として、 解体を伴わない「半壊」、「一部損壊」まで拡大すること等を国に要望を行っているところです。

-2-

令和元年東日本台風(台風第19号) 被災者向けの支援策



被災者生活再建支援制度のご案内

1 被災者生活再建支援制度の内容

被災者生活再建支援法に基づき、令和元年台風第19号により、居住する住宅が全壊するなどで生活 基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金の 2つの支援金が支給されます。

2 対象となる被災世帯

川崎市内に居住の世帯で、令和元年台風第19号により、

- (1) 住宅が全壊した世帯(全壊)
 - ※被害区分が「全壊」である罹災証明書が必要です。
- (2) 住宅が半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯(半壊解体) ※被害区分が「半壊」または「大規模半壊」である罹災証明書が必要です。
- (3) 住宅の敷地に被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯(敷地被害解体) ※罹災証明書が必要です。
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊) ※被害区分が「大規模半壊」である罹災証明書が必要です。
- ○支援金の申請者は世帯主である必要があります。

3 支援金の支給額

支給額は以下の2つの支援金の合計額となります。

- A 住宅の被害程度に応じて支給する金額(基礎支援金)
- B 住宅の再建方法に応じて支給する金額(加算支援金)

(単位:万円)

世帯構成及び住宅の被害程度		基礎支援金	加算支援金	
		医腱叉扳症	住宅の再建方法	計 A+B
		A	В	
複数世帯	全壊		建設・購入 200	3 0 0
	半壊解体	1 0 0	補 修 100	200
	敷地被害解体		賃 借 50	1 5 0
世帯の構成	大規模半壊	5 0	建設・購入 200	2 5 0
員が複数			補 修 100	1 5 0
			賃 借 50	1 0 0
	全壊 半壊解体	7 5	建設・購入 150	2 2 5
単数世帯			補 修 75	1 5 0
	敷地被害解体		賃 借 37.5	112.5
世帯の構成	大規模半壊	37.5	建設・購入 150	187.5
員が単数			補 修 75	112.5
			賃 借 37.5	7 5

【注意事項】

○住宅が「半壊」または「大規模半壊」の罹災証明を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合には、「解体」または「敷地被害解体」として、「全壊」と同等の支援が受けられます。

4 申請期限

A 基礎支援金:令和2年11月11日(水)まで(災害のあった日から13か月の間) B 加算支援金:令和4年11月11日(金)まで(災害のあった日から37か月の間)

5 申請に必要な書類

【A 基礎支援金】

<u>⇒ すべての</u>世帯

- ① 被災者生活再建支援金支給申請書(各区地域ケア推進課または大師地区・田島地区健康福祉ステーション保護課でお渡し。川崎市ホームページからもダウンロード可能。)
- ② 罹災証明書(各区危機管理担当または大師支所・田島支所区民センター庶務係で発行)
- ③ 住民票(令和元年10月12日時点の住所がわかる世帯全員のもので世帯主・続柄が確認できるもの)
- ④ 申請者(世帯主)の振込口座の通帳のコピー (金融機関名、支店名、預金種目、口座番号、口座名義人の「ヨミガナ」が印刷された部分)

⇒ 解体の場合に必要となる書類

⑤ 滅失登記簿謄本(従前の住宅が登記されておらず発行されない場合等はご相談ください)

⇒ 敷地被害解体の場合に必要となる書類

- ⑥ 滅失登記簿謄本(従前の住宅が登記されておらず発行されない場合等はご相談ください)
- (7) 敷地被害を証明する書類(敷地の修復工事の契約書のコピー等)

【B 加算支援金】

⇒ すべての世帯

- ⑧ 住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書(または見積書+領収書)等のコピー
 - ※1 契約書の内容が不明確な場合には追加で見積書等の添付をお願いすることがあります。
 - ※2 補修区分は建物本体に関わる工事が対象です。

6 その他留意事項

- ・住宅の所有者であっても実際に居住していない場合は対象となりません。
- ・自己所有の住宅に限らず、借家やアパート等の賃貸住宅に居住の場合も対象となります。
- ・借家等の大家は対象となりません(大家本人が実際に居住している場合は対象となります)。
- ・ <u>基礎支援金と加算支援金の申請を同時に申請する必要はありません</u>。最初に基礎支援金を申請し、住宅の再建方法が決まってから加算支援金の申請をすることができます。
- ・加算支援金のみを申請することはできません。
- ・加算支援金の支給例として、「賃借」50万円で申請・受給したあとに、申請期間内に住宅の「建設・購入」を行う場合は、「建設・購入」として、2回目の申請を行うことができます。この場合、支給額は、「賃借」50万円と「建設・購入」200万円との差額150万円となります。
 - ※「補修」100万円で申請した場合、「建設・購入」との差額の申請はできません。
- ・申請書の受付後、不足の書類があった場合等はあらためてご連絡させていただく場合があります。

7 支援金の支給

申請書は、川崎市での受付後、神奈川県を経由して、本制度の実施機関である「被災者生活再建支援 法人都道府県センター 被災者生活再建支援基金部」に送付されます。同法人において申請書の内容の 審査を行い、支給金額を決定し、指定された金融機関等の口座に支援金が振り込まれます。

※申請受付から支給までは2~3ヶ月前後です。(書類等に不備がない場合)

8 問合せ・申込窓口

部署名	電話番号	部署名	電話番号	
川崎区役所地域ケア推進課	044-201-3228	高津区役所地域ケア推進課	044-861-3302	
大師地区健康福祉ステーション保護課	044-271-0148	宮前区役所地域ケア推進課	044-856-3254	
田島地区健康福祉ステーション保護課	044-322-1981	多摩区役所地域ケア推進課	044-935-3295	
幸区役所地域ケア推進課	044-556-6643	麻生区役所地域ケア推進課	044-965-5156	
中原区役所地域ケア推進課	044-744-3252			

災害に係る住家の被害認定

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。(災害対策基本法第90条の2)

■災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年作成、令和2年最終改定)

- ・市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- ・固定資産評価を参考に、原則として、<u>部位(基礎、柱等)別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出</u>して判定

■災害の被害認定基準等

被害の程度	全 壊※1	大規模半壊 ^{※2}	半 壊※3	準半壊 ※4	準半壊に 至らない (一部損壊)
損害基準判定(住家の <u>主要な構成要素の</u> 経済的被害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満

※1 全 壊:「災害の被害認定基準について」(平成13年)による。

※2 大規模半壊:「被災者生活再建支援法の改正施行通知」(平成16年)による。

※3 半 壊:「災害の被害認定基準について」(平成13年)による。(ただし、大規模半壊を除く)

※4 準 半 壊:「災害救助事務取扱要領」(令和2年)による。